

総務委員会会議録

日時 平成20年3月6日（木） 開会時間 午前10時06分
閉会時間 午後5時03分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 英機
副委員長 丹澤 和平
委員 土屋 直 中村 正則 森屋 宏 河西 敏郎
岡 伸 木村富貴子 安本 美紀
議長 内田 健

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事政策室長 小松 重仁 知事補佐官 中村 康則
企画部長 新藤 康二 県民室長 輿石 和正
知事政策室次長 中澤 正徳 政策参事 芦沢 幸彦 政策参事 小林 明
政策参事 曾根 哲哉 秘書課長 平出 亘 広聴広報課長 田中 宏
理事 山本 正文 理事 有泉 晴廣 理事 堀内 昭司
企画部次長 小川 昭二 企画部次長（新行政システム課長事務取扱） 新津 修
企画部次長（情報政策課長事務取扱） 笠井 一
企画部次長（リニア交通課長事務取扱） 深沢 藤雄 県民室次長 藤原 克己
企画部参事 小池 一男 企画部参事 大木 治雄 企画課長 古屋 博敏
世界遺産推進課長 吉澤 公博 北富士演習場対策課長 山本 誠司
統計調査課長 飯沼 義治 県民生活課長 高橋 哲朗
食の安全・食育推進室長 齋藤 辰哉 生涯学習文化課長 大森 大一
青少年課長 岩間 康 男女共同参画課長 清水 享子
国際課長 小幡 尚弘

総務部長 古賀 浩史 会計管理者 新藤 満
人事委員会委員長 小澤 義彦 代表監査委員 野田 金男
選挙管理委員会委員長 新海 治夫
防災危機管理監 櫻本 安善 理事 笠井 智明 理事 浅川 幸治
次長 花形 俊雄 次長（人事課長事務取扱） 輿水 修策
次長（消防防災課長事務取扱） 笹本 勝相 職員厚生課長 原田 広幸
財政課長 原 昌史 税務課長 酒井 善明 管財課長 石合 一仁
営繕課長 藤江 昭 私学文書課長 宮下 正範 市町村課長 久保田 克己
出納局次長（会計課長事務取扱） 窪田 守忠 管理課長 武井 輝幸
工事検査課長 佐野 今朝男
人事委員会事務局長 石井 俊彦 人事委員会事務局次長 名取 幸三
監査委員事務局長 山本 正敏 監査委員事務局次長 宇野 哲夫
議会事務局次長 笠井 祥一

議題（付託案件）

第3号 山梨県監査委員条例中改正の件

- 第4号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件
第5号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中改正の件
第8号 山梨県土地開発基金条例中改正の件
（調査依頼案件）
第22号 平成20年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用
第28号 平成20年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
第29号 平成20年度山梨県県税証紙特別会計予算
第30号 平成20年度山梨県集中管理特別会計予算
第34号 平成20年度山梨県公債管理特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案のとおり賛成すべきものと決定した。

審査の概要 3月5日に引き続き、午前10時06分から午前10時45分まで知事政策室・企画部関係、休憩をはさみ、午前11時05分から午後5時03分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係（その間、午前11時48分から午後1時02分まで、午後2時01分から午後2時32分まで及び午後4時17分から午後5時02分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。

主な質疑等 知事政策室・企画部関係

所管事項

質疑

（リニア中央エクスプレスについて）

木村委員

私、企画部に最後の質問となるわけですがけれども、丹澤委員の横にしまして、1年間大変楽しく……。「出だしを何て言おうかな」なんて言いながら立ったんですが、夢と希望のあるリニアについてお伺いしたいと思います。平成18年9月に、JR東海が山梨リニア実験線をさらに延長して、平成25年度までに全線を実用化のレベルの仕様で完成させるという発表がありました。また、昨年はJR東海が自己資金を5兆1,000億円かけて、平成37年度までには名古屋まで開通させたいので、全国新幹線鉄道整備法に基づいた手続を早く進めたいなどの発表が相次いで行われまして、ここ一、二年で、リニアがまさに夢から現実のものへと大きく動き出したような感じがしております。

そこで、今後、営業線を名古屋まで開通させるために、法律に基づいた手続はどのような流れになるのか、まずお伺いしたいと思います。

深沢企画部次長

全幹法に基づいた流れでございますけれども、現在は全幹法に基づいた基本計画の段階でございます。昭和48年になっておりますけれども、それからなかなか進んでおりません。整備計画へ格上げすることが大事ですがけれども、そのための調査指示が今、1項目だけ出ておりまして、これが地形地質調査でございます。残りの4項目、大事な調査がございますけれども、この指示が国から出ておりませんので、これを早く出してもらいたいと期待しているところです。

この4項目の指示が出ますと、国から、営業主体とか建設主体の指名がございます。その後、整備計画となるわけでございます。整備計画の決定になりますと、すぐ建設の指示、いわゆる施工命令が出まして、そのときに工事実施計画対応調査が行われます。このとき、この調査の中で、駅とかルートが公表されることになっております。さらに、環境影響評価なども実施されまして、工事実施計画対応調査に基づいた実施計画申請を国に上げて、国が認可をすると、初めて着工という運びになる流れになっております。

木村委員

1項目だけで、あと4項目の調査が出ないと、施工命令が出ない、あとのことが進んでいかないということですがけれども、残りの4項目を具体的にお話しいただくことができるのでしょうか。

深沢企画部次長

残りの4項目は、輸送需要量に対する供給輸送力等に関する事項が1点目でございます。これは輸送需要量が今の東海道新幹線に比べまして、もしリニアが出れば、40%ぐらい、需要を上乗せする数字じゃないかと、そんなようなこと。それから、供給輸送力等は、1時間に片道10本ぐらい、16両編成を運行して、1万人ぐらいを運ぶのがどうだろうか、そんなようなことが検討されるわけでございます。

2つ目は、施設と車両技術の開発に関する事項でございます。これも実は技術評価委員会でも、実用化の基盤技術は十分確立したと。というのも、既に研究が行われておりまして、超電動磁石で500キロを超すスピードで走

っているということで、実験線でも既にそういう実験が前倒しで行われております。

3つ目は、建設に要する費用に関する事項となっておりますけれども、これも既にスキーム検討委員会で、東京 大阪間の目安でございますけれども、7兆円から9.2兆円というようなことも既に検討されております。

4つ目は、その他必要な事項でございますけれども、これは特に定めがございませんで、大臣がその都度必要な場合は指示を出すということです。残りの4項目はそんな内容でございます。早急にこれの指示を出していただいて、整備計画格上げへつなげていきたいと考えられます。以上です。

木村委員

わかりました。

新聞だったでしょうか。ルートや駅などを決定する前に、国やJR東海が、法律に基づいて、地元の意見を求めることになっていると伺っておりますけれども、この点について。

深沢企画部次長

全幹法第9条で地元への意見聴取が義務づけられているのは、建設主体が鉄道運輸機構の場合だけでございます。今回のように、JR東海などが建設主体となる場合には、国とか、また建設主体から、都道府県に意見を聴取する規定は一切ございません。しかし、今後の事業を進めていく上では、JR東海も、山梨県が用地買収とか、土地利用規制などのことでいろいろ地元が協力していると十分認識されていると考えておりますので、今後、地元の協議なしで、ルートや中間駅を決定するようなことはないだろうと考えております。

木村委員

地元で話し合いが行われていないという話も出ておまして、法律に基づいてとお聞きしたんですけれども、やっぱり今、答弁にもありましたように、今まで地元が貢献したといえますか、協力してきたことを、しっかりと、県としても、私たち県議会議員としても、間に入って言うていく。地元が一番大切であり、地元が一番重きをおかなければいけないと思っています。

2月27日に、JR東海の松本社長がインタビューに答えて、南アルプスなどで実施している地形地質調査終了後に、リニア計画について地元と話し合う考えがあることを明らかにしたと報道されているんですけれども、今後、手続を進める中で、どのあたりで地元協議が行われるのか、具体的にある程度わかっているれば、お聞きしたいと思います。

深沢企画部次長

整備計画などに格上げになってから、工事実施計画を策定するわけでございますけれども、工事実施計画を策定する前に、おそらくJRから山梨県へも事前協議があると考えております。工事実施計画の策定前でございます。

木村委員

視点を変えて。早川町新倉でボーリング調査を行っているということでみんな、一瞬ざわめいたというか、ルートの点で大変興味を持って、皆さん見ていたんですけれども、このボーリング調査は長野県の方からも同じような状態で、同じ条件で行われるということをお聞きしました。この調査によって、どのようなことが確認できるのか、その点についてまずお伺いします。

深沢企画部次長

南アルプスにつきましては、これまでの垂直ボーリングとか、弾性波探査というような調査もあります。また、既設の導水路トンネルが幾つもあります。そういった施工記録などによりまして、既にその地域の地質の大半

は把握しているようでございます。これに加えて、今回の山脈の両側から水平ボーリングを行いまして、この地域、南アルプスの地質全体を把握して、最終的な確認を行っていきたいということを聞いておきまして、地質地形調査はこれが最後だと私たちはとらえております。以上です。

木村委員

ボーリングについて、あと3点ほどお伺いしたいんですけれども、あそこは糸魚川静岡構造線などの活断層のところで一番大きな断層のある地帯、破砕地帯も大きいでしょうし、また、標高も高い山脈となっています。日本の技術が世界でもかなり進んでいるということですが、そこを貫通させる長大なトンネルを掘ることが果たして技術的にできるのかということが素朴な思いでありました。技術が高いとわかっていながら、そんな疑問を持っておりますけれども、その点については、県ではどの程度まで、技術等についてわかっている限りでお話をさせていただきたいと思っております。

深沢企画部次長

現在のトンネルの掘削技術で南アルプスの貫通が可能かどうか、そういったことを今回の地質調査で確認すると聞いております。以上です。

木村委員

ほかに答えがないですか。

それでは、あと2点。その結果が出なければどうにもならないわけですが、この調査は、南アルプスを貫通できるような技術的な確証が得られるということをしていると思うんですが、その点をまず1点と、それから、いつごろくらいまでに終了するのか。2点についてお伺いします。

深沢企画部次長

1点目の確証についてですが、JR東海では確証が得られると、私たちは説明をうけております。なぜ確証が得られるのか、技術的なことはわかりませんが、確証が得られると聞いております。

2つ目ですけれども、今回、山脈の両側から、直接的に把握したい部分のデータを取得するためにやるわけです。それで、山梨、長野の両側から水平ボーリングを行いますけれども、口径が10センチぐらいの水平ボーリングを3キロ行う予定だと聞いています。水平ボーリングの限界が1,000メートル程度でございまして、それ以上行くと曲がってしまうということで、1,000メートル掘ったら、次の1,000メートルを掘る、作業用のトンネルを掘って、直径5メートルぐらいだそうなんですけれども、そして、1キロ進んだところで、また1キロ、10センチぐらいの水平ボーリングをやって、さらに、5メートルのトンネルを掘っていくということを繰り返して、一応、今回は3キロメートル調査をすると聞いております。

最終終了時期については、新聞等ではインタビューで触れられておりますけれども、私たちは公式にはまだ、いつそれが終わるのかは示されておられません。示されておるのは、3キロメートル調査して、トンネルを2キロ掘るということでございます。この地域の地質全体を把握いたしまして、地質地形調査の最終確認を行っていくと聞いております。以上です。

木村委員

ある程度、年度内にめどがつくように……、年度内というか、今年ぐらいにある程度……。これは私の気持ちなんですけど、せっかく盛り上がってきた機運を考えると、1年ぐらいで調査が終わってほしいと。

最後になりますけれども、東京 名古屋間を290キロメートルと想定した報道もなされていますけれども、早川町地内で行われている調査結果によりまして、南アルプスの貫通が可能と判断されれば、名古屋へ直進で進める

Cルートに決定するのか、そこが一番聞きたいところですけども、いかがでしょうか。

深沢企画部次長 JR東海は民間会社でございますけれども、やはり高速性の問題とか、建設費のコストダウン、縮減について、また完成した後の管理運営費のことなどもいろいろ判断いたしまして、Cルートという可能性ももちろんあるわけですけども、ほかにAとBのルートがございますので、A、B、Cルートについて、今までの地形地質調査、その他の調査を総合的に検討いたしまして、さらに全幹法に基づく手続を進める中で、最終的に判断がなされるのではないかと考えております。

木村委員 ありがとうございます。やっぱり建設費がJR東海としては一番問題じゃないかなと。そう思うと、やっぱり丹澤さんの地元あたりが土地も安いからと思っていますけれども、何はともあれ、リニアの早期実現に向け、ほんとうに大変なことですけども、一層の努力をして、私たちのこの委員会は終わりますけれども、総務委員会を注目していきたいと思います。私たちが元気なうちに乗ってみたいと、そんなことを望みながら、質問を終わります。

（新県立図書館の整備について）

森屋委員 よろしくお願ひします。きのうの中村先輩のお話と、今、木村先生のお話を聞いていて、リニアについては、ちょうど私が議員になったばかり、平成11年ぐらいのとき、都留の実験線が始まった。あのときはほんとうに実験でしたから、トンネルからの衝撃波が出たり、それが地域住民の人たちに低振動とかいう振動だったと思いますけれども、いろいろありました。私のところにいろいろ言ってくる方もいたり、大変だった思い出があるんです。

たしか、あの当時、JR東海は基本的に名古屋が本店ですから、中京の人たちが多くいます。そのときに、あえて甲府出身の社員の方を地元に残らせていただいて、その方が、昼間は皆さん、おうちにおいでにならないから、夜、ほんとうに9時、10時ぐらいまで1軒ずつ回ったり、あるいは、地域の対策協議会をつくりましたから、その皆さん方とお話をして、ほんとうに一生懸命なされたという思い出があります。ですから、きのうの中村先輩のお話を聞いて、ぜひそういうことも、これから今度は国中のほうがいよいよ始まってきますから、要望してもらいたいと思いました。

それでは、私は、今日は、これも夢と希望のある北口開発が始まってまいりますから、新県立図書館についてと、それから、経済財政会議が1年間、大変成果を上げているようですから、これについてお伺ひしたいと思います。

まず、県立図書館ですけども、これからの進捗のスケジュールについてお話をいただけますか。

古屋企画課長 今、森屋先生から新県立図書館の建設スケジュールということでお話をちょうだいしました。順調に進んだ場合の想定でございますけれども、先に新県立図書館整備検討委員会から最終報告をいただきまして、それをもとに整備計画を策定してまいりたいと考えておりますけれども、本会議でも申し上げておりますとおり、整備計画策定に当たりましては、基本的に、高度情報エリアの整備方針との整合性を図りながら、進めていきたいと思っております。

全体のスケジュールでございますけれども、できましたら、明年度中には設計に着手しまして、21年度中に着工、早ければ平成23年度中に竣工と

考えておりますが、これは最短、最も順調にということで想定しております。そのところは、今後の整備方針あるいは整備計画の策定状況によりまして、若干延びることも考えられますが、大筋そんなスケジュールを想定しております。

森屋委員

かなりタイトなスケジュールになると思います。この間からの知事の答弁にも、図書館については情報集積とセットで考えていきたい、そして、北口全体の話ですけれども、私はあえてここは切り離して、図書館だけの話をさせていただきたいと思います。

整備検討委員会からの文書も何回も読ませていただきました。うちのグループ、会派の中で先輩たちと話をしてしましても、実は図書館に対する考え方は大変幅が広いと思います。ある意味ではジェネレーションギャップ。あえて言いますと、この間の私どもの前島代表の考え方は、やっぱり50年、100年後に恥じない、立派な図書館をつくってくださいというような代表質問でありました。

しかしながら、実は私の考え方はそうではありません。私は、知事も内外調査会か何かの講演でおっしゃってありましたけれども、山梨県はもともと合併前の市町村数が多かったということで、実は人口規模に対する図書館数は日本一なんです。もっと言うならば、私のところは、都留市立図書館と、都留文科大学が、一昨年、とてもすばらしい図書館をつくりましたから、おそらく県下でナンバーワン。それが1つのカードで市民は両方使えるようになっていきますから、そういう既存の財産をネットワークすることに私は大きな意味がある、こういう分権時代に合った図書館のあり方だと思っているんです。

しかしながら、いろいろな方に聞くと、おそらくこの総務委員会の皆さん方も、皆さん、違う意見を持っていると思うんです。そういう皆さん方の意見をこれからいよいよ……、整備検討委員会の皆さん方の中身も、すべてを網羅したような書き方ですから、これをこれからどういうふうに絞って、設計につなげていくかというのは大変難しさを感じるんですけれども、その辺はどういうふうに進めていかれる考え方がお願いします。

古屋企画課長

新県立図書館の整備計画はこれから策定をしまっているわけですが、整備検討委員会の最終報告を尊重する中で策定していきたい。その際に、今、先生からご指摘がございましたけれども、図書館につきましてはいろいろなご意見等がございます。

整備検討委員会の議論の中でも、県政モニターさん等のアンケート、あるいは知事への手紙というような形で、さまざまな意見をちょうだいしておりますが、それらも踏まえまして、織り込んでいきたいと考えております。具体的には、整備計画の素案を策定したところで、パブリックコメント、あるいはもっと積極的な形で、何かの広報を通して県民の皆さんに素案をお示しし、ご意見をちょうだいする中で策定していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、一つには規模というか、蔵書の議論があろうかと思えます。そういった面での、あんまり大規模な、そこで他県と競い合うという形のものではないであろうということで、山梨県らしい図書館ということで考えていきたいと考えております。具体的には多様なメディアということですが、いろいろなメディアの活用ですとか、ジュエリー、ワイン、その他特産品を含めた山梨県の地域情報を県の内外に発信できるような図書館ということで、整備を図ってまいりたいと考えております。

森屋委員

私は、従来の行政手法は限界が来ていると思っています。実は散々やりましたけれども、博物館の整備計画ができていて、基本計画の絵ができていたときに、平成11年に、私たちが議員に入ってきたんです。そのとき、クレームをつけたら、もうおやめになったけれども、北都留のほうの偉い先生に、「今ごろ、何をきさまは言っているんだ」とどなられた経験があるんです。

でも、それはやっぱりプロセスにこだわって行って、みんなで、県民にとってほんとうにいいものをつくっていく、財産としていいものをつくっていく、そこにコミットメントしていかなければならない。そういう意味では、こういう行政手法が限界を迎えている中において、これからは議会の役割はすごく大きいと思っているんです。ですから、議会も頑張らなければいけないと思っているんだけれども、議会に対して、これからどういうふうな場面で皆さん方からの説明をいただけるんですか。

古屋企画課長

図書館整備計画ですが、整備の中身、方針、考え方、役割、機能等につきましては、整備検討委員会の中で議論を相当の時間をかけてしていただいている。それから、県民フォーラムを2回開催いたしまして、そこでも多様な意見をいただいております。それらを踏まえての最終報告でして、それはそれで1つの方向性としておとりまとめいただいたものだと考えておりますので、そこは尊重してまいりたいと考えております。

整備計画の素案の策定期間がいつになるかということにつきましては、今ははっきり申し上げることができませんけれども、素案の策定に当たりましては、また議会の先生方にご説明するような機会といたしますか、ご説明できるようにしてまいりたいと考えております。

森屋委員

前の博物館と違いまして、決して私はこれに反対じゃないんです。むしろ推進論者。すばらしいものをつくってもらいたい。どういうふうにやれば、今の時代に合った、すばらしい図書館ができるのかと考えるんです。皆さん方からの議会に対する配慮をぜひお願いしたいと思っています。

検討委員会の皆さん方は専門の先生方の集団ですから、総花的というか、ありとあらゆるものを取り込んだような報告書ですけれども、きっと横内知事だったら、このこと自体に知事がもうちょっとかかわって、真剣と言ったら失礼だけど、図書館に特化して知事が時間を割くことができたなら、また違ったものが知事から発信されてくるのかなという気もするんだけれども、横内さんのことだから、今、いろいろなことを積極的にやられていて、特段、これだけにかかわってられないという多忙さがあるんじゃないかと思っています。しかしながら、私たちは博物館のときに学習してきましたから、その学習成果を生かして、すばらしい県立図書館をつくり上げていかなければいけないと思っています。

昨年は中村先輩のお声かけで、北口活性化のための特別委員会をつくっていただいて、短い期間ではありましたが、議論することができたという、議会にとっては1つの歴史のページをあけたと思います。

この特別委員会のときもそうでしたけれども、調査検討というとなんとなく追及するみたいなイメージがあって、一部、嫌がられる議員さんもおいでのになりましたけれども、政策提言をするための検討会 執行部を入れないで、議員だけで討論して、1つの政策をまとめて、それを知事にお渡しをする。まさに二元代表制における執行部と議会の役割を政策的に発揮できる場面があります。改革を一生懸命やっていた内田議長にも、ぜひこの

ことを頭に入れていただいて今後検討していただければ、素晴らしい議会運営ができるんじゃないかと思います。

続いて、経済財政会議について、若干お話しさせていただきます。1年間、議事録を読ませていただいて、大変わくわくするような会であります。何で今までこれができなかったのかと。やっぱり知事が議長となって、このことを先導していただいたことに価値があると思っています。今回、昨年12月20日の議事録には、初めて各委員さんの固有名詞が出てまいりました。これはこれからもこういうふうな形で出されるんですか。

芦沢政策参事

ご質問の件でございますけれども、今現在は委員の先生方のご了解をいただきまして、委員の先生のお名前等は差し控えています。ただ、全庁的に、審議会等の議事録の公開の中では実名は検討する必要があるというようなご意見もございますので、今後、その辺のところの調整を図りながら、議員の先生のご了解が得られるかどうかはありますけれども、検討してまいりたいと、そんな段階でございます。

森屋委員

この委員になっていただいている方は、社会的にも大変知名度の高い方々ですから、そういう方が、例えば県内経済に対して、県内総生産のこれからの伸び自体をどう見ているのか、なんていうのをあわせて見ると、非常に勉強になります。ぜひ委員の皆さん方のご承諾……、きっと審議内容によって違うんでしょうけれども、そのときどきでも構いませんので、承諾をいただいて、できるだけお名前を議事録に出していただければ、私たちにも大変勉強になると思います。

来年度平成20年度の開催は、予算にもありましたけれども、大体どのくらいを予定されていますか。

芦沢政策参事

現時点におきましては、来年度については最大8回を考えております。ただ、その都度の状況によりまして若干の減はあるかもしれませんが、一応、8回です。

森屋委員

余談なんですけれども、きのうも田中広聴広報課長さんとホームページの作り方の話をしたんですけれども、PDFで議事録を全部入れていただいているんですけれども、今、議事録内だけの検索ができるPDFがあるんです。三重県のものを見てください。三重県議会の議事録を見ると、キーワードを入ると、このPDFだけの中から検索できる。例えばこの中で、発言項目について、「県内GDP」と入ると、この議事録だけの中から検索できるやり方が今、あるんです。ぜひそんなものもこれから検討していただきたいと思います。

最後ですけれども、知事が就任されて1年、今度、予算委員会でもやりたいと思っていますけれども、知事がアクティブに走られて、必死に県職員の皆さん方が置いていかれないように後を駆けていくという印象があります。ところが、議会だけが取り残されているなという考えもあります。議会も頑張らなければいけないという思いであります。ぜひ山梨県経済財政会議から、山梨県の未来にとって素晴らしい指針となるようなものが出てくるように期待しておりますので、何とぞ頑張ってください、議論を深めていただきたいと思います。以上です。

主な質疑等

総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係

第22号 平成20年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用

質疑

（税収確保特別対策事業費について）

河西委員

1点だけ。課別説明書の総19ページの税収確保特別対策事業費についてお願いしたいと思います。今、地方税の徴収率が全国的に大変問題になっているわけです。先月2日の経済紙に、平成18年度決算における旧市町村の徴収率の全国ランキングが発表されましたが、本県の市町村の税の徴収率は、この上なく深刻な状況であるということだと思えます。これを見ますと、私の出身地の中央市も合計の徴収率が90.8%。県の平均は超えておるところでありますけれども、全国平均の92.8%にはまだ届いていないというところであります。県の徴収率が低いのも、やはりこうした市町村の徴収率の低さ、低迷にも関係していると考えますけれども、いかがでしょうか。

酒井税務課長

私どものところの市町村の徴収率が非常に低迷しているのは事実ですけれども、県が直接、市町村とかかわりがあるのは、市町村が賦課徴収権を持っている個人県民税でありまして、それが県税の徴収率に直接の形で響いてくる。平成18年度では、規模が160億円ぐらいのものでありますから、例えば1%上がりますと1億6,000万円上がるんですけれども、徴収率に響くのは0.15%ぐらい。そして、19年度になりましたら、税源移譲がございましたので、課税規模も大きくなりました。10%ぐらい課税規模が大きくなりまして、160億円ではなくて、280億円ぐらいの課税規模になっております。そうしますと、市町村の徴収率が1%上下しますと、大体0.25%ぐらい変動してくるということございまして、市町村の徴収率は極めて重要な問題だと思っております。

河西委員

私も町長をした経験からですけれども、町民が相手だけに、なかなか強制執行は難しかった、そんな思いがありました。一方で、強制執行等の法的措置をとらないと、小さなコミュニティだけに、口コミで拡大したりする。「納めなくても強制はしないだろう」とか、中には「5年たてば、不納欠損になってしまおうだろう」とか、そんなようなことが口コミで拡大して徴収率を下げるといったような問題もあろうかと思えます。県税の徴収率の向上には、やはり同じ県民を納税者とする市町村の協力体制が不可欠じゃないかという思いがするわけです。協力体制といいますか、現状をお聞かせいただければありがたいと思えます。

酒井税務課長

基本的に小さい町村は徴収率がいいのでございますけれども、それはやっぱりコミュニティがしっかりしているという部分があるんじゃないかと思うんです。県も、大体平成10年ごろを境に、県税の徴収率が低迷しておりますけれども、納税貯蓄組合なんか力が失った時期と符合しております。今までのような、コミュニティの力に頼った部分がだんだん薄れてきて、今はいわば都市型になってきたということでもあります。厳しい徴収もあるいはしなければならぬことになるかと思うんです。

実は最近、課長同士の研究会を設けたり、市町村の合同研修をやったり、市町村に人を派遣したりというような形で、新しい、いわば都市型といいま

しょうか、条例等に基づく徴収のやり方について、お互いに切磋琢磨する中で協力体制を組んでいるのが現状でございます。

河西委員

ここにもありますけれども、来年度4月早々に、市町村と県の合同で、住民税を中心に共同徴収を行う、いわゆる地方税滞納整理推進機構が発足するとありますけれども、その発足に当たって、徴収率の向上の成果を上げるために何か工夫をされている点があれば、お聞かせ願いたいと思います。

酒井税務課長

今回、予算が250万円ほどですけれども、実は18、19年度と職員を派遣しておりました。これは徴収と徴収をしながら研修をしていくという2つの目的がございましたけれども、実際のところ、使い勝手が悪いということがございました。それを発展させる形で、任意組織で、金がかからず早くつくって、目的を達成したら解散できるというような形の組織になりました。もう一つは、市町村から派遣をいただくんですけども、派遣とはいっても、必要なときに集まって、指導、相互協力ができるような形。ですから、基本的には、職員は自分のところに在庁しながら、自分のものをする。ただ、難しいものについては、構成市町村の協力をいただくとか、県の職員が協力をするという形で、市町村に参加していただくことになりました。

もう一つ、非常に難しい案件もございますので、今回、例えば弁護士会とか、国税庁にもお願いしまして、OBをアドバイザーという形で迎える。また、警察OBもアドバイザーという形で迎えまして、ケース・バイ・ケースで適切なアドバイスがいただけるような組織にしたところが創意工夫と考えております。以上であります。

河西委員

滞納整理推進機構ですけれども、ほんとうに新しい取り組みだということで、その成果に県民も大変期待していると思っております。注目しております。ぜひこの推進機構をしっかりと機能させていただくことをお願い申し上げます。質問を終わります。

（ゴルフ場利用税交付金について）

森屋委員

簡単に2点、お聞きしたいと思います。まず1点目、総21ページ、ゴルフ場利用税交付金ですが、70%の交付率で7億円ですから、おそらく入りのところでは10億円ぐらいあると思いますけれども、これはそれぞれのゴルフ場からの納入率というか、徴収率はよいのですか。何でこんなことを聞くかというと、私のところには6つゴルフ場があるんですけども、固定資産税の不払いが実に多くて、市が大変悩んでいるんです。これは利用税であり、その方々から預かったようなものだから、消費税と同じで、そのままストレートに来るんだと思いますけれども、現状はいかがですか。

酒井税務課長

そのとおりでありまして、固定資産税はその事業から払うんですが、ゴルフ場利用税については、預かり金、特別徴収でありまして、1月末現在の現年徴収率は99.5%ということ。本来なら100%なんです。一部ゴルフ場で若干滞納するところもあるにはあるんです。

もう一つは、全体で見ますと88.1%と非常に低くなっておりますけれども、実は今、清算中のゴルフ場がございまして、そういったものには手がつかないという部分がございますので、そういうところで若干低くなっておりますけれども、基本的には100%ということ。す。

（新防災拠点機能整備調査費について）

森屋委員

よかったです。都留市の話を見ると、半分ぐらいは固定資産税とか、地権者の皆さん方へ借地権料を払ってなかったりして大変な問題にもなっています。

次に総40ページ、防災対策費に参ります。きのうも実は警察本部に提案いたしました。いよいよ新しい庁舎を整備されるということで、まだ時期はちょっと早いんでしょうけれども、この委員会には戻ってまいりませんので、今のうちに聞いておかないと。せっかくなので、特に今回は合同庁舎方式で、警察本部と防災系の部署が一緒のところに入ることですから、おそらく、防災という面から、あるいは横連携という意味で、すばらしい合同庁舎ができるんじゃないかと期待しているんです。もし今時点で、こういう方針で建てていきたいみたいなことがございましたら、お話しできることがありましたら、ぜひお願いしたいと思います。いかがでしょう。

石合管財課長

先生が今おっしゃったように、防災の拠点として新しくつくっていくということで、警察とか、子供の安全を守る教育委員会、治水課、砂防課といった関連のものが集まるということを一応決めておりますけれども、詳細については、今お願いしています予算の中で決めていきたいと思いますので、まだ決まっていません。

森屋委員

そのとおりだと思います。時期が早過ぎて、すみません。ただ、期待するところが大きいということで。きのうも警察本部の皆さん方にお話をしました。山梨県はコンパクト県だということで、甲府を中心とした、いろいろ防災をするのに、警察本部の仕事をするのにちょうどいい距離感なんです。ですから、全国にない、新しいものができるんじゃないかという期待感があるんです。そこにITの技術は最新のものをに入れていただいて。なおかつ、今は並行して、消防本部の集約化という議論もされていますし、また違った、レベルアップされた、全県を見るような役割が出てくると思うんです。

あわせて、今回はヘリポートもつくりたいという希望もあるようです。従来は、知事が防災ヘリで視察する場合、どこかに出て行ってそこで乗るといったようなことでしたけれども、今回は、知事はここにいれば、災害が起きて被災地を視察するようなとき、そのまま屋上のヘリポートから……、今度は可能ですよね。そういう意味でも期待が大きいですので、警察は警察で考える、総務部は総務部で考えるんじゃなくて、しっかりとした連携のもとに計画を立てていただいて、ぜひすばらしい建物をつくっていただきたいと希望いたします。以上です。

（再度請求等償還費について）

安本委員

出納局の3ページの再度請求等償還費についてお伺いしたいと思います。先ほど、ちょっと説明があったかと思うんですけれども、この再度請求等償還費はどういったものなのか教えていただきたいと思います。

窪田出納局次長

再度請求等償還費ですけれども、支払案内書を発行して、こちらから支払いをする場合で1年たってもそれを受領しない場合、1年たつと、先ほど申し上げましたように、一般会計に繰り入れるという形になります。支払請求権は5年ございますので、その債権者から請求があった場合、この中からお返しするという形になります。

- 安本委員 そうしますと、これを見ますと、前年度の当初予算額が730万円余、来年度は1,130万円余になっているんですけれども、増えている理由は何でしょうか。
- 窪田出納局次長 実際は、統計をとってみますと、先ほど、いわゆる再度請求があったものに対し支払う経費、収入証紙の過誤納還付等もございますという説明をいたしましたけれども、自動車税の還付がほぼ90%以上ということで、その他がいわゆる過誤納の還付となります。今はいわゆる権利主義といいますか、返してもらうものは返してもらうんだということで、これがまた5年です。1年目はたくさん来ますけれども、2年目、3年目、4年目、5年目になると、だんだん少なくなって、ほぼ5年目ぐらいにはゼロになるというような形です。納めるものも納めるけれども、返してもらうものも返してもらおうという意味で、一般の方たちの意識が強くなっているんじゃないかと思います。
- 安本委員 今のご説明を伺って、多分少額のものだと思うんですけれども、以前はそういったものについては、支払通知書が来ても受け取りに行かなかったけれども、ちゃんと受け取る方が多くなったので、それだけ予算が増額で見込んでいるということなので、そういうふうに理解しましたけれども、よろしいのでしょうか。
- 窪田出納局次長 はい。
- 安本委員 大体、とりに来られない方は、1回目の再度支払いが5年間あるということですが、パーセンテージはどれぐらいでしょうか。また金額はわかりますでしょうか。
- 窪田出納局次長 お支払いするものに対して、向こうから請求が来た金額の統計をとっておりませんので、どこかにあるとは思いますが、今、ちょっと手元になりませんので、申しわけございません。
- 安本委員 後でお願いしたいと思います。私はここが一番増額になっているので、とりに来られない方が多いんじゃないかと逆に勘違いをしてしまったんですけれども、県民の方にわかりやすいように、また、手続も、簡単にお渡しできるように、ほんとうに還付するものとかだと思しますので、わかりやすいようにしていただきたいということをお願いして、質問を終わります。
- 討論 なし
- 採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。
- 第28号 平成20年度山梨県市町村振興資金特別会計予算の件
- 質疑
- 岡委員 市町村振興資金という形で、昭和37年ごろからこの資金を交付されているとお聞きいたしましたことあるわけですが、昨年の予算と今年の予算では、今年は多くなってきているわけであります。そういう点で積極的な取

り組みと感ずるところもあるんですが、どういう点で多くなったのか聞かせてください。

久保田市町村課長 平成19年6月に「百花繚乱まちづくり推進資金」を導入いたしました。今までの貸付枠と体系をちょっと変えておりまして、今年度、元利償還金の一部を補給する特別分と元利補給のない一般分に区分けしてございます。特別分はトイレ、遊歩道、観光案内といった観光関連公共施設や市町村等のグレードアップ、歩道の修景といった公共施設の修景等景観形成事業、あるいは山梨県障害者幸住条例に規定する特定条例による整備などを対象としております。一般分につきましては、これ以外の道路とか、橋梁整備、スポーツ・レクリエーション施設、公共施設等の整備に貸し付けるようになってございます。以上でございます。

岡委員 新たに知事が変わったという形の中での名目といいましょうか、言葉遣いの中で、「百花繚乱」とつけたとお聞きした経過もあるわけですが、そういう中で、今も言われましたように、とにかく昨年より七、八億円多くなっているわけですが、それらについて、なぜ多くなっているのかということを知りたいんですが。

久保田市町村課長 すみません。30億3,000万円の総枠は変わっていないわけですが、先ほどの資金区分の変更等はございます。総枠は30億3,000万円ということです。そこに出ております21億円ですが、当初予算は70%で計上してございますので、比較すると、そこに数字の乖離がございませけれども、最終的には同額でございます。以上です。

岡委員 わかりました。私は、前の知事さんとは物の考え方が若干変わって、観光立県について積極的な取り組みをなされて特別分が多くなってきたのかなと感じていたわけですが、今ご説明いただきましたように、貸付資金の金額、27億8,000万円については、昨年も今年も全く変わっていないということでもいいんでしょうか。

久保田市町村課長 27億8,000万円につきましては、資金区分を明確にわかりやすくということで、特別分と一般分の区分けをいたしておりまして、特別分につきましては元利補給金が20%あるいは40%と高くなっておりますから、一般分と分けて借入をしていただくということでございます。

岡委員 わかりました。了解しました。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第29号 平成20年度山梨県県税証紙特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第30号 平成20年度山梨県集中管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第34号 平成20年度山梨県公債管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第3号 山梨県監査委員条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第4号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第5号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第8号 平成20年度山梨県土地開発基金条例中改正の件

質疑

丹澤委員 地方自治体の基金につきましては2つの種類がありますね。一つは、特定の目的のために使う基金、もう一つは定額の資金を運用するための基金の2つがあるわけですが、この基金はどちらに分類される基金でしょうか。

石合管財課長 土地開発基金は定額の資金を運用する定額積立です。

丹澤委員 種類をまず特定させていただきましたのは、特定目的基金は決まった目的にしか使えないということにありますから、土地開発基金は土地のためにだけしか使えない基金なのか。そうだとすると、これは特目基金、そうでないとすると、定額の積み立て基金となるわけですが、特定目的基金ではなくて、要するに定額の基金だということですね。

そうしますと、特定目的基金でなくて、定額の基金といえども、当該目的のためでなければ、これを処分することができないことになっているわけがありますけれども、この新たな条例によって、取り崩して、一般会計に繰り入れるということになりますと、これは一般財源になるということですか。

石合管財課長 一般財源になるということです。

丹澤委員 一般財源になるということは、何に使ってもいいと。もともと積み立てたのは土地開発基金という名目で積み立てたわけでありまして、取り崩すときには今度は新たな条例ができて、一般財源にできるということは何に使ってもいいよと。橋をつくらうが、福祉に回そうが、教育に回そうが何でもいいということですね。

石合管財課長 今回の場合は、県が土地開発公社へ米倉山を依頼しておりますので、何でもいいというか、そういう関連がありますので、この基金を使ったということです。

丹澤委員 私は勘違いをしまして、土地開発基金は特目基金、したがって、土地しか買えないと思っていましたけれども、今確認をしたら、これは特目じゃなくて、一定の積立基金ですよ。そうすると、取り崩したときに何にでも使えるような基金になると。しかし、今のお話を聞きますと、土地開発基金といえども、制約があるという話なんですか。

石合管財課長 制約があるというか、私どもの基金を取り崩していますので、そういう心情で、何でも使うということではございませんで、要するに、その関連のものにという意味で断りました。他県では、何でも使えるという処分もありますし、それにつきましては、逐条説明の中にいろいろ配慮する必要がありますということがありますので、そういう関係でやっていきたいと思えます。

丹澤委員 改正条例の全文がありませんからわかりませんが、この改正の趣旨はこうですが、条例になってまいりますと、一般会計に繰り入れるこ

とができるという条例になってくるはずです。そうすると、一般財源化されたわけですから、何にでも使えると理解してよろしいんですね。

石合管財課長 そうなっても仕方がないです。

丹澤委員 先ほど、山梨県に基金は幾らあるのかとお尋ねいたしました。今、国会では霞が関に埋蔵金があると言っているわけですがけれども、山梨県の中にもたくさんさんの基金がありまして、差し当たり必要でない基金がきっとあるんじゃないかなと。もし差し当たり必要でない基金があるならば、70数億円もためてあったわけですから、こういうふうな条例をつくって、今、この緊急事態にある山梨県の財政のために取り崩すような、埋蔵金みたいな基金はないんでしょうか。

原財政課長 山梨県には、現在、22近く基金があると思います。これらの基金については、特別に目的を持って、それらを信託で運用するか、もしくは定額で運用するか、この2つのパターンでやってきております。それぞれの目的に向かって基金を活用しておりますので、埋蔵金というようなことは全然ないと理解しております。以上でございます。

丹澤委員 きのうも実は僕が企画部の土地開発公社の関係でお尋ねしたんですけれども、一番元になっている米倉山はなぜこんなに赤字になったかということ、平成2年2月に県が頭脳立地法で許可をいただいた。平成2年5月から買収を始めて、平成6年9月に買収がほぼ終わった。そして、地価の下落は平成4年に始まった。買収時にもう下落していたんです。平成5年には山梨県も全国並みに落ちてきた。「もうこれはだめだ。ニュータウンとしてなんか売れない」という風潮がこのときにあった。

にもかかわらず、平成7年8月に39億円という大枚をつぎ込んで、あそこを造成したんです。何でこの時期に、それはいろいろ、選挙のときを見比べて見ていただければわかります。平成7年8月、39億円の金を使って、県が債務保証をしてやった。そして、その間に払った利息は何と39億円。もともと70億円で買った土地に40億円の造成費をかけて、40億円払って、そして、150億円の借金が膨れました。

その間、県は、議会でも、土屋先生などを見ていますと、「おかしい。何とかしろ。血どめをしる」と言ってきた。やったのは、はるかたってから、平成9年。このときによく部長さんが動いて、難しい公庫資金を繰り上げ償還してもらって、北口の駐車場とここの丸の内駐車場の収益金を利子に当てるという方途を考えたんです。そして、血どめをした。

ところが、北口の駐車場を売り払ってしまった。あのドル箱の北口の駐車場を山日に売ってしまった。交換した。そのために、血どめをするあれがなくなった。そこで、昨年、歳計現金を入れた。それで、150億円の利息がかからなくなったと、こういうことです。

だから、今まで県がずっと長い歴史の中でもって、僕はきのうも言ったんですけれども、成功した事例の中には学ぶことはないけれども、失敗の事例の中にはいっぱいある。みんなが検証していて、なぜこんなに150億円も借金が膨らんでしまったのか。だれも何もしないで、「困った、困った」と言って、下を向いて見過ごしていたから、こんなになってしまった。

だから、ここまで来た人たちに、本来ならば、責任を追及してもいいくらい。人事委員長さんはそういう立場だから、どうなんですか。これはやっぱ

りしっかりと検証しないと。ほんとうに皆さんが認識して、何でこんなになってしまったのかということをお前はほんとうに検証する必要があると思います。これは予算特別委員会でゆっくりやらせていただきます。ここまでにして終わります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

（法人二税の収入見込みについて）

森屋委員

昨年来、財政当局に対して、中期見通しはないのかと騒いでまいりました。つくっていただきましたので、これについて、若干お時間をいただいて、お話をさせていただきたいと思います。

まず、20年度から24年度までということで、知事の4年間の任期の中の行動計画、あるいはそれ以降というところまで中期見通しを立てていただきました。私の手元にある平成18年2月17日、これは第2次行革プログラムに基づく公共事業費の削減計画なんかに基づいてつくられた中期見通しと見比べさせていただきました。

法人二税の見通しについて、主にお話をさせていただきたいと思います。直近で20年度は、前年度対比マイナス4%という収入見込みを出されていますけれども、どういう要因が考えられているのでしょうか。

酒井税務課長

法人事業税と法人県民税、法人二税でございますけれども、平成19年度を453億円、20年度は435億円を見込んでおります。今、非常に円高が進んでおりまして、非常に市場が不透明になっているということで、トヨタなどは、1円変動すると、350億円変動するんだと言われております。例えば大きい会社などは、1月3月期の決算だと、為替予約を打っているもので、その辺のフォローができていて、利益に変動はないというようなこともニュースに載っております。

本県は、大きい法人が、例えば上から20の法人が51%くらいの税を負担している。200ぐらいで70%を超えて負担しているということでございます。私どもはいつも、主要法人である168法人の発表する決算予想、そして、それぞれ経済紙がその法人についてコメントしているものを勘案しながら積み上げて予想しておりまして、その結果がこういった形になったということでございます。

（県財政の中期見通しについて）

森屋委員

今や県経済についても、ここだけの地域で考えられませんか、それこそ日本というか、世界中の中での経済の動きを勘案して、経済を見ていかなければならない。そういう意味では、今おっしゃった課長さんの答弁は正しいんじゃないかと思えます。

今回、中期見通しの5カ年の中で、県税収入が、所得税と住民税の振りかえがありましたから、従来立てていた中期見通しとの比較は単純にできないんですけれども、そうはいつても、税収の中、県税収入が1,139億円で

これからの5年間を見ている。これについてどうなのかというところまで関心が及んでいかなければいけない。

一つには、私は幼稚園の園長をさせてもらっていますから、幼稚園経営をさせていただく中で日々寝られないのは、来年の園児がどれくらい入ってくるのか、地域にはどれだけの対象園児がいて、どれくらいの子供たちが入ってくれるのか、あるいは2年後、3年後……、幼稚園児は生まれて、3歳のときに入って、4歳を迎えますから、そんなに遠くまで見越せないんですけども、それにしてもやっぱり一番の関心事は2年、3年後ぐらいの予想です。やっぱり入りの予想の部分に一番悩むわけです。

そういう意味で、この財政の見通しを1,139億円と一応読んで、5年間ぐらいを見通しているというのは、ちょっと高読みかなという気もいたすわけですけども、税のほうの見方はそうかもしれません。原財政課長、どうですか。これからの5年間という見通しをどういうふうに感じられますか。

原財政課長

この中期見通しは、正直、将来がこうなるだろうというところをパッと読むというよりは、今ある種々の要素の中で5年間を見通すという前提に立つてつくらせていただいたものでございます。そのため、県税も、実質交付税につきましても、今後の経済情勢もわからない。それから、地方財政という観点から見たときに、財政対策がどのような措置がされるかわからないという、2つの不確定要素がございまして、それぞれをフラットにしているということで、そうさせていただいているものであります。

諸々の要件がどう動くかというのが読めないということから、この中期見通しについてはそのような前提でつくったものだということでご理解いただければと。

森屋委員

私が県会議員にさせていただいたのは平成11年なんです。そのとき、11年から12年にかけてのときで、いわゆるITバブルが崩壊というときがありました。あのとき、法人二税が主でしたけれども、二税については25.8%のダウンだったんです。県税収入すべてにおいては1割、約200億円ダウンしたときがありました。あのとき、県はこんなに税収に左右される、アップダウンがあるんだということを感じました。

改めて今回資料を出していただくと、かつて平成4年ぐらいのときに、バブル崩壊の後にも、やっぱり法人二税でいうと25.8%、やはり同額ですけども落ちて、県税収入総体では11%という落ちを経験しているんです。やっぱりこれだけの落ちがある。

ただし、一方で、我が国の地方財政はこうした法人税の落ち、あるいは法人税確保のための努力、そういうものに対して、今までは交付税で帳消しにしてくれますから、それほど法人税あるいは県税収入の確保に、こんな言い方をしたら怒られるかもしれませんが、それほど危機感はなかったんじゃないかと。ある意味では、努力しても報われないのが今までの日本の地方公共団体の財政のありようだったんじゃないかなと、一つの素人考えですけども、いかがでしょうか。

原財政課長

先生がおっしゃられるように、税の部分が、一部、交付税に吸収される、多くが吸収されるということはあると思います。しかしながら、25%とかいう数字でございまして、留保分というものがございまして、税収が伸びた分、確かに交付税の基準財政収入額にカウントされますが、努力したものは、その4分の1程度を見込んでくれる。団体が努力した分の財政の総枠を確保

できるような仕組みになっていると考えています。

また、さらに現在は、地方団体の税収、特に山梨県においては、財政の弾力性を確保していく意味で、産業誘致とか、地場産業の活性化を図るとか、税収を確保していくことで、少しでも財政の弾力性を確保していきたいということを行動計画等にうたってございますので、こういった方向で今は見ているという状況だと認識しております。以上です。

森屋委員

昨年来、酒井課長さんのところも一生懸命、県税を納められない皆さん方を歩いて、自主財源を確保するんだという姿勢を出していますね。まさに時代は、片方では公共事業に対する新規の県債を発行できない。そこはストッパーがかかってしまって、総体の枠は削減していくわけです。そうした意味では、やっぱり自主財源の確保をいかにしていくかというのがこれからの絶対必要条件です。私は一つには、一方では、おそらく今までも一生懸命やっておいでになったと思いますけれども、これからの法人の推移、2年後、3年後がどうなってくるんだという予測を真剣にやっていかないと、打つ手が出てこないと思うんです。

それは、どの部署がなさるのか。集めるほうを一生懸命やっている税務課がやるのか、あるいは財政がやるのか、あるいは今度、新しくできるような、知事直轄の知事政策局みたいなところが……。いろいろなデータは統計調査課から出てくるわけですから、あるいは市場を歩いて、肌で感じる市場の動きは真剣にとらえていって、タイムリーな施策を出していくという、その辺は今まで以上に、国の傘下にあった都道府県団体ということじゃなくて、自立する団体という意味からは、やっぱり自前のそういうアンテナを持って、自前のデータベースを常に持っていくという姿勢をより強力にしていかなければいけないと私は思っています。

そういうわけで、税収についてはこれ以上伸びられないんだけれども、支出を見ていくと、平成20年度はまだいいんですけれども、次の年の21年度から施設整備事業費が目白押し。これは学校の建てかえ、あるいは先ほどお話しさせていただいた庁舎の建てかえ、これが大分大きな足かせに……。足かせという言い方は悪い。これはやらなければならないことだからやるんだけれども、しかしながら、財政の支出という点から見ると、これは大変大きなウエートを占めてくるんですけれども、これはどのくらいまで続くと思っているんですか。

原財政課長

ここの中期見通しに数字を入れさせていただきましたのは、まず行政改革大綱で、行革専門部会で議論をいただいた数字を入れさせていただいております。それはすなわち、過去5年間の平均値を毎年10%ずつ減らしていったとして、それで総額308億円程度をこの4年間で割り付けるというような形で入れております。

20、21年度、特に20年度が低くありまして、21年度以降が高くなってございますのは、そういった施設の整備等につきて、これから事業が本格化するためです。逆に言いますと、20年度はまだ設計とかこういった経費でございまして、低くおさまっているという状況でございまして。

その先につきては、4年間で見ますと、21、22年度が高く出てきているわけですが、23年度以降につきては、庁舎とか、各種施設が出てまいりますので、高どまりでいこうという前提で、130億円程度と置かせていただいております。

しかしながら、これは随時、当初予算におきまして、こういった施設を行

っていくのか、施設整備をしていくのかということ整理して判断していった際に、この額が決まっていくということでございますので、今の中期見通しにおきましては、仮置きしていると申しますか、高どまりをするという前提で5年間を見通して整理したということでございます。以上です。

森屋委員

いずれにしても、これは待ったなしでやらなければならないことですから、必ずこれぐらいの額を確保していかなければならない。

もう一つは、人件費の中で、丹澤さんたちの団塊の世代は、今年から退職されて、大量の退職金を支払っていかなければならない。これもやっぱり相当のウエートがあるんです。そういう意味では、これからの何年間、これと言う5年間、財政にとっては大変厳しい、ほんとうに真剣に取り組んでいかなければいけないと改めて緊張感を覚えます。

今までのこういう中期見通しの中でも、結果として基金を150億円ぐらい取り崩しても、結局、最終的には今までの場合には返せた。それはなぜかという、さっきからお話ししているように、法人二税がこの5年間ぐらいは、片方では公共事業削減だとか、県債発行削減という財政改革をずっとしてきましたけれども、片方では、法人二税が相当の上り坂であったということが追い風で、最終的に締めをしたときには、当初では崩したけれども、最終的には戻せて帳消し、そして、約500億円以上の基金を担保できた。これはこの1年間、ずっと原課長さんと議論させていただいたけれども、山梨県は大変優秀なんです。全国的に見ると、ほかの県には、ほんとうに1,000億円分ぐらいあった基金をもう100億円台まで落としているところが相当あるんです。

そういう意味では、ここまではよかったんだけれども、助けられてきたんだけれども、ここから、今言ったような要因を考えていくと、取り崩したものを最終的に戻しても、最終的な取り崩し見込みは、中期見通しに出ているように、30億台円から40億円ぐらい、最終的には、24年度には70億円というふうなこと。そうすると、基金残高として、250億円ぐらいになる。一方では、入りの部分では高値の強気の読みをしておいて、支出は、人件費とか設備投資とか、必ず出していかなければならないものは既にわかっているということにおいて、大変厳しいこれからの5年間というものが読み取れるんですけれども、この財政の中期見通しについて、いかがですか。

原財政課長

先生のご指摘のとおり、この中期見通しにおきまして、基金は少しずつ減っていくという状況にございまして、財政状況は極めて厳しいという認識を持っております。こういった中でも、安定的に財政を運営していくという意味では、やはり今後も継続的に聖域なき削減、それから、節減努力を行っていく必要があるだろうということ。

実際に予算を計上しましても、今回の中期見通しの中には、執行段階節減努力という項目を入れさせていただいている。これは予算が計上されたから、それを満額使うというのではなくて、ほかの事業との連携とか、NPOといった主体と連携して、少しでも経費を節減できる部分は努力して節減していくことで、基金の取り崩しを少しでも回避できるようにしていきたいということでありまして、そういった全庁的な努力をお願いしつつ、少しでも基金額を確保していけるように努力していきたいと考えているところです。以上です。

森屋委員

次に、あんまり部長まで話を聞いてしまうと、予算特別委員会で聞くこと

がなくなってしまうので、部長は、今日は抑えておいて、主に課長にお聞きします。

それで、実は12月議会のときにも話をしたんだけど、全国の税源の偏在是正ということで出ましたね。東京都から2,000億円、愛知県と大阪府で1,000億円ぐらいずつ、計4,000億円ぐらいを召し上げて、全国に配ろうかという話。そのときに、実は11月の終わりから12月にかけて、総務大臣がこういう発言をしているんです。地方間の偏在度を小さくする工夫をすることにおいて、法人二税と消費税を取りかえっこするんだと。消費税のほうが安定した税源としてかくあるから、それで地方間の偏在を是正するんだという発言をしているんだけど、これは12月議会で僕はお話ししたんだけど、山梨県にとっては必ずしもいいことじゃない。山梨県は、法人税の1人当たりの単価がいいんです。全国で8番目ぐらい。それから、消費税も、実は観光客がたくさん来てくれるおかげで9番目ぐらいなんです。

今、総務省なんかが考えていらっしゃるこの取り組みは我が県にとってはどうなのか。あるいは、我が県の県議員は、国が財源の改革をしようというときに、これからどういうふうを考えていくことがいいのか、一つご指導いただければありがたいんですけども。

原財政課長

これについてご指摘のお話は、いわゆるマスタープランだと思います。法人二税の分を半分程度、地方消費税と税源を交換することによりまして、目指したいのは、都市と地方の格差の是正及び税源の安定性を確保したいということの2つでございます。

本県への影響はどうかということにつきましては、確かに先生がおっしゃられたように、法人事業税とか法人関係税は、本県は非常によろございます。そこで、法人税と消費税を交換した場合に、地方だと通常はかなりプラスに働くことがあるんですが、ほとんどフラットと申しますか、ほとんど変わらないんじゃないかというような試算もございます。一方で、法人二税は、先ほどから話が出ていますように、税収が非常によいという状況もございまして、景気が悪くなったときには当然、落ちてくるという状況であります。

そういったことを踏まえまして、基本的には消費税に置きかわって、安定的に税収が確保できるということは、地方財政の安定的運営という観点から見ましても、また本県の財政運営という観点から見ましても、より好ましい状況であろうと考えております。全国知事会におきましても、また知事のコメントにおきましても、同趣旨のことを申し上げさせていただいております。本県としては、トータルの地方自治及び山梨県の財源の安定性の確保という論点から見ても、等価交換は好ましいことだと考えているところでございます。以上です。

森屋委員

さっきの話に戻りますけれども、こう見て、アップダウンがあまりにも大き過ぎて、県庁も大変だなと。市町村は、河西先生がおいでになるけれども、固定的な税ですから、安定的に、人口の大きな変動がなければ、読めてくるんです。県はほんとうに、こんな100億円、200億円が一遍に、1年でドーンと下がったり上がったりするので、いつも大変だなと思っている。そういう意味では、若干下どまりでも、安定的な税源にしたほうがいいのかと。そのほうが、将来が、2年後、3年後が読めていく。あるいはそういう意味での地域経済の絵がかけていけるのかなと片方で思うでしょう。

しかしながら、これからの地方競争の時代と言われている中においては、努力した成果が報われるという法人税もありかと。私なんかの素人ではわか

りません。原課長さんはもう帰られるんでしょうから、ぜひここは地方の味方になって、これからも、本省の中で、地方の山梨県で5年間勉強してきた成果をぜひ発揮していただきたい。

最後ですけれども、この1年間、この委員会に所属させていただいて、皆さん方と議論させていただいて一つ思うことは、県内経済という話と財政という話をぜひ分けて理解してもらいたい。財政は削減トレンドですから、これを基調にして山梨県全体を考えてしまうと、どうもトレンドというか、意識が沈滞してしまうんです。そうじゃない、山梨県には元気な会社がいっぱいあるんだということで、法人二税だって、実は伸びているんです。ITバブル以降、堅調にどんどん伸びている。毎年10%以上、あるいは30%なんていう法人二税の伸びのときもある。私は実は、本心では、これは続くと思っているんです。でも、そんなことをあんまり言うと甘い話になってしまうから言わないんだけど、私はそう思っている。だから、総生産みたいな県内経済という話と財政という話は分けて考えなければいけないと、私は基本的に、この1年間、皆さんと議論させていただいて思いました。

経済財政データブックなどを読むと、我が県は従来、公共投資依存度が高い県、つまり県内総生産、地域GDPに対する公的固定資産形成、つまり建設一般、建設業に対する公共投資が高い県だと言われてきたんです。確かにこのデータを見ても、これは平成16年頃のデータベースで分析しているんだけど、トップテン以内、全国で8番目ぐらいに高い。

しかしながら、その分類でいくと、そうした公共投資の依存度の高い県は、要するに県民所得も少ない県だと言われている。片方で、僕はこれが一番わからないんだけど、県民所得を見たときには、これには法人のものも入れていますから、個人が処分できる所得とはまた別水準なんだけれども、統計で出てくる県民所得は、山梨県は若干の特異性があって、そうした公共投資依存度の高い県のグループとはずれているんじゃないかと、私はそこに一番の難しさを感じるんですけれども、それはどう思いますか。

原財政課長

公共投資が高いところと県民所得との相関関係についてどうかというお問い合わせだと思います。詳細には分析していないので、正確なことを申し上げるのは難しいかと思うのですが、例えば鳥取県とか島根県とか、公共事業が多いと言われるような県があります。一方で、本県の、それらと違う要素とすれば、首都圏にあって、東京に近いというようなところもございまして、公共事業以外の各種産業のシェアが多いのか、それとも、それほど多くないのかというところの差はあるのかと思います。

県内GDPで見たとき、建設業が増えている場合が1割弱程度ございます。一方で、製造業とか、サービス産業とか、そういったものが増えてきていることも間違いないという認識を持っております。全国比較をして分析しないと、正確なことは言えませんが、地理的要因とか、産業構造とか、そういったところの要素があるという感じはいたしています。以上です。

森屋委員

戦後から昭和50年代の高度成長期、それから、バブルが崩壊した後、国が積極的な経済対策をしたとき、そういう人たちがリーディング産業になって、山梨県を支えてきていただいたことは確かなんです。今おっしゃったように、いまだに県内総生産における一定の役割を果たしている。これは経済財政会議なんかそういう指摘をしているんですが、私はあるときにトレンドが変わったんじゃないかと思っているんです。そのトレンドを読んでいくことが大切じゃないかと。

これは経済財政会議の第3回に、企画部が、委員の皆さん方に配られた資料なんです。この中に、名目の県内総生産における建設業とサービス業、我が県の主産業である製造業の比較分類をしているんです。私はこれに非常にあらわれていると思う。これは実は今日、ボードにしようと思ってボードを頼んだら、明日来なくて、あさってになってしまうということで、張れなかったんです。皆さんに見せられなくて残念……。予算特別委員会で見せませけれども。

（手持ちの資料を掲げる）

ここに表があるんですけども、実は県内総生産はそれまで3兆3,000億円ぐらいあったんだけど、平成12年から13年において、3兆1,000億円ぐらいまで落ちたんです。実はその後、着実に伸びてきているんです。それを牽引しているのは製造業です。さっき言った話とつながってくる。それと同時に法人二税も伸びています。ですから、わかるんです。

もう一つ特色的なことはサービス業。サービス業が伸びてきているんです。これは観光収入。山梨県の新しいリーディング産業になるべき産業が立ち上がってきていると感じるんです。しかしながら、一方において、12年のピークには行っていないんです。3兆3,000億円という県内総生産のピークには行かないまでも、平成17年のデータしかまだ出ていないんですけども、ここで約3兆2,000億円まで戻ってきている。

その中で、片方で、過去5年近くどうやってきたかという、財政的に見たら、毎年、公共投資を削減しているんです。今は平成8年のときの約半分です。ですから、一方ではそれくらい、財政という面では、公共事業を削減してきているんですけども、県内経済の総生産は上がってきている。

経済財政会議の委員の人たちが、皆さんに対してすごく厳しい意見を言っていますよね。各部長や総務部長や原課長たちに対して、相当厳しい意見を言っている。しかし、私はこの表を見る限り、平成11年から12年、あるいは13年ぐらいのときのショックで、ある意味では、緩やかながらも、従来の産業構造改革転換は図られつつあるんじゃないかと、プラスの見方をしているんです。それはどうですか。

原財政課長

経済のプロではないので、正確なコメントは差し控えさせていただこうと思いますが、一ついい姿勢だと思いますのは、県内GDPに占める公共投資がそういう形でシフトしていくとすれば、若干変わりつつあるのかもしれないし、また製造業において、特にIT関係の企業、こういったところの業績がよろございますので、それらが結果としてトータルのシェアを押し上げて、総体的に公共投資とかが落ちているのかもしれないという感じがいたします。

一方で、どうしても財政という観点から見るのか、経済活動という観点から見るのかで違うと思います。県の予算体質という面で、財政の観点から見ますと、その中で公共事業費がどれだけあるのかということでございます。普通建設事業費を決算ベースの総額で見ますと、占めるシェアは全国1位、また、直近でありましてベストファイブの中に入ってくるという状況でございますので、財政的観点から見ますと、公共事業の占める割合は高く出るという傾向があると思います。

また、先生がおっしゃられましたような、経済の総生産の観点から見ますと、公共投資は減りつつあるというコメントがあるのかもしれませんが、いかんせんどうしても財政の観点から私も見てまいりますので、財政の観点から

ら見ると、シェアはまだ高いのかなという認識を持っているところがございます。

森屋委員

これで最後にしますけれども、まさに今おっしゃったように、財政という中で見ると、やっぱり30%ぐらいの支出を普通建設事業費が担っている。だから、非常に大きなウエートがあります。また、日本の中央集権的な体制が担ってきたのは、地方の団体が地域経済に対して貢献できるのは公共投資しかないんです。ほかには、金融支援のような枠組みをプールしてつくるようなことは若干あるんだけど、ほとんどが、90%ぐらいは公共事業をして、それだけの財政を投入していくしか、ある意味では、地域経済に貢献していくというのはないんです。

しかしながら、部長、ここからが一番大切なんです。ここから後を16日の予算特別委員会で質問しますが、まさに今、そのトレンドを変えていく拍車をかけることを全国が問われているんです。4,000億円台の半ばぐらいまで県財政も縮小されてしまって、実際に使えるお金もこれから30%をおそらく切ってくるでしょう。そういうわずかなパイしか持てない、カードしか持たなくなってきた県行政が、これからどういう部分にこれを切っていくかというのが今、全国で問われているわけです。このことをやっぱり真剣に考えていかないといけないと思います。

知事はいろいろなところに行かれて、人材育成とか、新産業、あるいは今度の県土整備総務課の中に、建設業界の転換を支援するというような部署もつくるとおっしゃっている。私はある意味では、ある部分でパイが小さくなっているんだけど、最終的には、ルールを決めて積極的に財政投入しなければならない。むだな、どこか変なところに道路をつくるということであるならばともかく、パイは小さくなっているんだけど、転換を図るための公共事業をつくっていくという、積極財政をしていかなければならない部分がある。そのことをやるかやらないか、あるいは、間違えるか間違えないかというのが、今の地方自治体が求められている大きなポイントだと私は思っているんですけれども、最後に部長さん、いかがでしょうか。

古賀総務部長

確かに、非常に財政運営上でのめり張りの難しさは、今、どこの県も痛感しているところだと思います。特に積極的に財政を投入していくという点では、将来の県民生活を豊かにするという点では、やっぱり税源涵養なこと、あるいは雇用の創出とか、県民所得の向上に資するようなこと、そういうことを先をきちんと見越して、めり張りのある予算の投入をしていくことが大切だと思います。

公共事業について言うと、量的に経済を下支えするという考え方が以前は堂々と言われておったわけですがけれども、最近でいうと、まさに県民生活に必要な社会基盤、インフラをいかに効率よく整備していくか、また、既にあるストックのインフラについての維持管理にいかにきちんと対応していくかというような観点から公共投資を、厳しい中でも、必要なものにはきちんと支出していくということが求められているということだと思います。

そういう中であって、本県の一つの特徴としては、やっぱり公共投資に非常にお金がかかるというか、単価が高い。何でかということ、結局、山が多い、川が多いというようなことで、これは全国的に見ても、公共事業の単価が山梨県は非常に高く出ているということだと思います。先ほど話がありました、公共投資が多いところ、島根県とか、鳥取県、あるいは佐賀県といったところも、実は単価が高いところが結果的には、ある程度、公共投資が高く出る

傾向にあるのはあると思います。もっと言うと、そういうところについては、やっぱり生活条件がある程度厳しいということから、県民所得もなかなか上がりにくいということが、実はそういう相互の連関がそういう部分であり得るのかもしれないということもあります。

本県はそういう中であっても、必要な基盤整備を積極的にこれまで何とか進めてくることができたと思いますけれども、まだまだ道半ばでありますので、そういうものに引き続き、財政支出をしていける余力をきちんと確保していきながら、将来に健全なといいますが、ある程度弾力性のある財政を引き継いでいけるような運営を、これからも中期見通しなどにきちんと磨きをかけて、こういうものを頭に置きながら、効率的な財政運営、効果的な財政運営を研究、探求してまいりたいと思っております。以上でございます。

森屋委員

最後の最後です。今日午前中も話をしました。きのうも話をしました。前の企画部の皆さん方にも話をしたんだけど、経済財政会議みたいなところで、ほんとうに知事を中心として、いろいろな専門家の皆さん方が議論されている。そして、なおかつそれが、インターネットを通してオープンにされて、どういう委員の人たちがどういうことをしゃべっているのかわかる。何でこういうことをもっと早くできなかったのかと思っています。これには期待しています。大変でしょうけれども、ぜひ頑張ってくださいと思います。

きのう「何でこんな端数の切れた予算だ」とある委員が言ったら、企画部のある課長が、「財政課に丸められました」なんて暴露していましたけれども、原課長さんに、それくらい厳しい平成20年度の予算組み立てをしていただいたと思います。そして、おそらく東京に帰られるんだろうけれども、この5年間、山梨県を見ていらっやって、いろいろな特性が山梨県にあったと思います。もしかして来年も残ってしまったらこの話はなしになりますけれども、最後に、感想を、山梨県に対する激励の言葉を一つ述べていただいて、私は質問を終わります。

原財政課長

先生がおっしゃられたことは私もよくわかりませんので、お答えは難しゅうございます。ただ、本県は他県に比べまして、基金の状況も非常に悪いところまでは行っていません。そして、財政的にも各指標は極めて悪化してきておりますが、相対的に見ると、苦しい中でも、いいところにいる指標もございます。そういった中で、継続的な、持続的な財政運営を行っていくためには、逆にロットが小さいだけに、少しでも緩めますと、一気に財政的に苦しい状況に置かれかねませんので、今後とも聖域のない歳出カット及び財政構造改革といったところをやっていくべきを得ないと思っておりますので、先生方にも、ぜひ御理解をいただければと思う次第であります。以上です。

（消防の広域化について）

木村委員

消防の広域化についてお伺いしたいと思います。大規模化する災害が今後ますます増大し、救急車の需要などに対応して、消防が地域住民の生命や財産の安全確保を図っていくために、県内の消防本部の統合により、消防力の強化を図っていく必要があると考えます。

県においては、消防の広域化を推進するため、市町村や学識経験者、消防関係者等による山梨県消防力強化検討委員会において、具体的な論議を行っていることと承知しております。昨年末には第4回の委員会が開催され、議論の

方向性として、消防本部の規模が大きいほど、広域化のメリットが発揮されると。理想は県内で1つの消防本部とすることが望ましいとされた一方で、現状のサービス水準が低下するのではないかなど、懸念する声も聞かれたことから、県が広域化に対する市町村長の意向を確認することが必要であると意見集約されたとの報道がありました。

そこで、県では合併によるメリット、デメリットについて、どのようにお考えでしょうか。まずお伺いしたいと思います。

笹本総務部次長　　メリットにつきましては、現在既に到来しておりますけれども、人口減少問題とか、あるいは大規模災害、さらには住民ニーズの多様化など、こうしたものに的確に、また、迅速に対応できるというメリットがございます。また、デメリットは、はっきりしたものはございませんけれども、ひょっとして、広域化することによって、現在の住民サービスが若干ではあるけれども落ちるのではないかと考えているところもあります。

木村委員　　県としてですか。委員会じゃなくて、県として、担当として？

笹本総務部次長　　県としての考えということで。

メリットにつきましては、再度追加させていただきますけれども、例えば大規模災害への集中的な体制の強化ができる。あるいは、行財政基盤の強化とか、今の住民ニーズへの対応、こういったものは多様化していますが、スムーズに対応できるのではなからうかと考えております。

デメリットにつきましては種々あるかと思いますが、その点につきまして現場の消防本部に伺いましたところ、例えば人口規模が大変大きいところ、あるいは小さいところとでは、消防体制には若干の違いがある。そういったところをプラス、マイナス、割って2というふうなことをやると、場合によっては、従来のサービス体制が落ちるかもしれないというようなことを言われておりますけれども、私どもはあくまでも現状のサービスを落とすことなく、消防の広域化が図られるようなことを検討さえしていけば、さらに本県の消防力の強化が図れるのではなからうかと考えております。

木村委員　　地域格差がすごくあると思うんです。標準化を目指すことも大切だと思うんですけれども、今、答弁していただいたように、反面、地形とか、地域の特色がすごくあって、例えば郡内といわゆる国中では、御坂とか笹子とか、いずれ若彦路ですか、トンネルがあって二分されていると私は思っているんですけれども、そういうぐあいに、大変、地域差があるわけです。さっきおっしゃったように、急に変わるわけではないと思いますけれども、現在、行われている消防の地域の特色といいますか、甲府地区が一番まとまっているわけですが、やたら範囲が広いとか、そういういろいろな地域差がある中で、消防の広域化指針に人口30万人ということがあったわけですが、そうすると、国中、郡内、南巨摩というぐあいに、山梨県は大体3つかなと、頭の中では描いていたんです。

山火事がありました、そういう大規模災害のときには、一元化にいろいろメリットがある。だけど、それぞれの救急車とか、消火栓なんかを地域の消防隊の方がいつもめぐって確認して歩いているところを見ると、あまり大きくなると困るなというぐあいに、ジレンマというか、自分の中で、メリットとデメリットがいつも頭の中にありながら、考えていたわけです。

特に、救急車があちらこちらで断られてさまよっているというようなこと

もあるわけですがけれども、そういう点で、やっぱり消防隊員が地域に根ざしたというか、県民の安全安心をきちんと守っていくために、メリットとデメリットをしっかりと押さえて、さっき言ったように、急激に一本化したからどうかということはないでしょうけれども、そこら辺をきちんと精査していただかないと大変なことになるのではないかと考えています。

そこで、もう一度、同じようなことになるかもしれませんが、消防の広域化について、現在の状況と今後の方向性といいますが、何かそういう点でお話をいただけるようでしたらお聞きしたいと思います。行ったり来たりですみません。

笹本総務部次長

昨年暮れになりますけれども、第4回の検討委員会を終了したところでございます。その際のご意見として、私が先ほど申し上げたような意見が委員の皆様から出ております。一つには、体制としまして、消防の広域化がやはり必要ではないかという中で、若干のデメリット部分について、さらに検討すべきではないかというふうなお話もちょうだいしております。

それによって、実は本年1月から、各市町村長さん方 これは消防本部の管理者、あるいは広域消防をつかさどる市町村長ということになりますけれども、28市町村をくまなく回りまして、今までの経過報告、あるいは山梨県の消防広域化に向けた市町村長さん方のご意見を、改めて伺わせていただいております。これらを、できれば今年度中にまとめまして、改めて検討委員会の皆さん方で議論していただきたいと考えております。

いずれにしても、消防広域化は、あくまでも地域住民の安心安全の確保にあるわけですから、消防本部、現場を統括する方々のご意見、あるいは各市町村長のご意見をよく伺いながら、合意形成を経て、広域化を目指していければと考えております。

木村委員

デジタル化していくということの中で、経費も、1つにするか、2つにするか、3つにするか、1カ所で大変なお金がかかるということも聞いております。けれども、今、答弁にありましたように、いかにして県民の安全安心、生命、財産を守るかということで、市町村長の意向を聞いたり、今、10ある広域の現場の声をしっかりと聞いていただいているということになると思います。消防はほんとうに一番身近で、さっき言いましたように、日ごろから活動している様子も私たちの目に見える形の中で、県民は大変頼りにしているところでもあります。消防としてのこれからの活動をお願いいたしまして、終わりにします。

（税込確保対策について）

中村委員

どうも長い間、議論、ご苦労さまです。（笑）さっきからいろいろ話を聞かしまして、いい勉強になるなという気持ちです。

それよりも、酒井税務課長、税の取り立てはどうですか。なかなか難しいでしょう。いつもニコニコしていたのでは税はとれないし、渋い顔をすれば、水をかけられるし、全く大変だと思います。

そこで、一つ、酒井課長にお聞きしたいんですが、これは平成18年度の実績で申しわけないんですが、県税収入の状況を見まして、998億5,200万円、徴収率が、18年度は95.8%であったということですが、過去のデータを見ますと、平成2年、3年は非常に徴収率が高かったということで、98%近い徴収率があったんです。しかし、それ以降、徴収率が96%前後というようなことで非常に低い状況で推移してきたということで

す。17年、18年度は非常にご努力されたというようなことで、その努力は大いに評価したいと思います。

そこで、19年度の課税の大半が終了したと思うけれども、現在の徴収率の状況はどうか、ちょっとお聞きしたいです。

酒井税務課長

大口のIT関連企業は既に納税が終了しておりまして、法人二税などは、3月決算法人は、11月ごろに全部入っております。あとは随時入ってくるわけですが、現在の徴収率は87.9%という状況でございます。実は若干落ちております。というのは、市町村が賦課徴収権を持っている個人県民税があるんですけれども、これを除きますと、今のところは94.7%と、去年よりも0.5%ばかり上回っているということです。市町村の場合は、入れた金を翌月末までに県に送付するということになっていて、私どもは実はこの率は送納率を使っているんですけれども、最終的には送納率が徴収率になるんですが、それが61.7%なんです。それと、実は税源移譲で、この低い部分のウェイトが大きくなりましたので、結果的に全体の足を引っ張っているということがございます。県でやる部分については0.5%ばかり上回っているんですが、全体としますと2%ばかり下回っているというのが現在の状況でございます。

中村委員

一定の成果が県全体としては出ているという理解でよろしいですか。個人県民税を除くと、確かに徴収率が改善している、また、一定の成果が出ているということは、もちろん職員の皆さん方が非常に努力されているということで、徴収対策に懸命に取り組んでいる意気込みは、新聞、報道関係で報じられていますので、我々もよく理解しております。そこで、多くの徴収対策を実施していると思うんだけど、特にタイヤロックとか、インターネット公売とか、搜索という形をとっていると思うんですが、その成果はどうなんでしょうか。

酒井税務課長

実は去年、私どもは初めて搜索に着手しました。最終的に、私どもの話を全然聞いてくれない場合には、財産の状況を確認しなければいけないので、7月に搜索を行いました。そして、さっきのいわゆるタイヤロック。山梨県は自動車の保有台数が全国でたしか9番目ぐらいでありまして、財産としての自動車をお持ちの方が滞納者に多くございますので、それについて行ったということです。インターネット公売で、初めてインターネットを使って、不動産も売ってみました。その結果、3億6,000万円ぐらいが滞納税の対象になったんですけれども、48%ぐらいから徴収できた。

ただ、それ以上に大きいのは、タイヤロックとか、搜索とか、インターネット公売で、マスコミの方にもいろいろな報道をしていただきました。それがいろいろな波及効果を生んでいると。市町村も、実は甲府市でタイヤロックを始めたとか、韮崎市で搜索を始めたとか。市町村もなかなか滞納者には、税の公平を確保する意味で厳しい状況が生まれてきているということで、私どもは一定の効果があったと思っております。

個々の税目について見ますと、例えば自動車税が、去年は91%でしたけれども、今年は0.9%ばかり上がった。いろいろな要素があったと思うんですけれども、こういった波及効果が形になったのかと思っております。

今後は、先ほど、送納率ということでは申しましたが、市町村と連携する中で、一生懸命やることで上げていくのが重要なのかなと思っております。

中村委員

今の酒井課長の話だと、3億6,000万円、48%、それなりの成果を上げたということで、一定の成果はあったという答弁ですが、特に県の取り組みについては、マスコミでもって、大いにそういうふうな形で取り上げていただいているということですから、これは納税の重要性、また、税務当局の発信する内容が県民に伝わってきているのではないかという感じがするんです。

そこで、今年の納税に対する広報活動などについて、方針は昨年度と何か変わったのか。その辺はどうでしょう。

酒井税務課長

広報についてですが、今年度の場合は、税の動きをオープンにすることで、実はタイヤロックとか、搜索の状況も映像を提供したような状況でございます。そういったことも、県民に税の状況を知っていただく一助になったのかなと思っております。来年度も、税は守秘義務が非常に厳しいので、その辺に触れないような中で、広報を積極的にやっていきたいと思っております。

それと、さっきの税収の中で、実は自動車税はこここのところ5年間で、今の時点では一番いいのかなと考えております。

中村委員

わかりました。

税収の確保には、やはり年度末の徴収努力が非常に重要だということですが、それと同時に、公平な課税または徴収は税行政の基本であると、これは申すまでもないんですが、そこで、20年度の税収確保対策は、どういう点に重点を置いているのか、その辺はどうでしょう。

酒井税務課長

やはり従来どおりの納税広報とか、そういったものも力を入れていきたいと思っておりますけれども、一番重点を置くのは、引き続いて、滞納を恒常化させないために、特に積極的な強制徴収を市町村とともに図っていきたいと思っております。税の場合は、例えば出納閉鎖期、5月が出納閉鎖なんですけれども、それまでは、現年度分を滞納している方からとにかく徴収してくれと催促しているんですけれども、それを過ぎますと滞納が明らかになりますので、そこで5月以降は強制徴収に踏み込んでいく。

あとはそれに関連して、夏あたりに向けて、例えば市町村に、企業から提出される給与報告書や、あとは銀行の関係で、今まで銀行は電子化がちょっとおくれていたんですけれども、来年度は電子化の中で効率的な調査をしていく。もちろんタイヤロックも、去年初めて11月を強化月間と位置づけましたので、今年もそここのところは守って、強化月間として、同様の措置をとっていきたいと思っております。

中村委員

最後にしたいと思うんですけれども、昨年度の税の徴収率が0.3%改善したということですが、全国の徴収率の順位は下がってきているということもお聞きしているんですが、これは各都道府県もそういう努力を、懸命な努力をしてきたと。山梨県ももちろん努力しているし、全国的にも努力をしてきたということだと思うんですが、本県も引き続き、徴収対策を行っていく必要があるが、最後に、来年度に向けての取り組みの意気込みを聞きたい。これは税務課長よりも総務部長にお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

古賀総務部長

ただいま、いろいろご質問をいただきまして、課長の方からお答えをさせていただきましたが、まさに、本県の税の徴収率は全国第43位、下から5番目という状況の中で、本年度は県税徴収元年のつもりで、これからこの順位を向上させるべく頑張ろうということを、今年度当初に呼びかけてまいりました。

職員の皆さんにはほんとうに、搜索とか、あるいはインターネットの公売とか、あるいはタイヤロックというものを使っての、全国でも類を見ないような集中的な強制徴収。特にタイヤロックに関しては、車が昼間では、結局、皆さん、それをお使いになって仕事等に行ってしまうものですから、早朝とか、休日のタイヤロックというような取り組みを、戸島総合県税事務所長を先頭にしてやっていただいています。

その結果、先ほども酒井課長からちょっとご紹介させていただきましたけれども、なかなか税の徴収率は、何かやったからすぐに徴収率という形で成果が出にくい部分ではあるんですけれども、一応、前年同期との比較で見ますと、自動車税では91%が91.9%で0.9%のプラス、不動産取得税で見ると、前年度70.7%が73.5%で2.8%のプラスということで、これらの数字はいずれも過去5年間で見ると、同時期では一番高い数字になっております。これだけ頑張っているんですから、数字で結果が出ていなくてもこれはしょうがないと思っていたんですけれども、何とか、ある程度目で見えてわかるような成果がそれなりに出ているということで、大変うれしく思っているところでございます。

それで、新年度に向けてどうするかということですが、これはほんとうに幾つかのことについて、やはりもう一度、気合を入れて考えていく必要があるんだと思います。一つはやはり意識の問題だと思います。やっぱり税の徴収の話は、職員の意識に一番左右されやすい部分ではないかなと思っております。

結局、行政の仕事は、どちらかという、やるかやらないかという尺度で仕事をしている。要するに、事業ごとに、この事業はやるかやらないかという物差しで仕事をしている部分が多いんですけれども、税の部分でいうと、むしろ、やる、やらないというよりも、どこまでやるかという尺度が非常に大事なわけです。これは結局、ほどほどにやっても、やっているのはやっていると見られます。まさに強制徴収みたいなものをどこまで徹底してやるかということになります。

こちら辺の話としては、結局、所長以下、現場の徴収担当の職員の皆さんの意識次第ということだと思います。そういう点では、やはり納税者の皆さんの公平な納税を求める期待にこたえるという気概を持って、しっかり取り組んでいく必要があるだろうと思います。

もう一つは、やはり広報の問題だと思います。やはりこういうしっかりした取り組みをしているということをきちんと報道機関などを通じて報道してもらい、我々も広報をし、そして、滞納はやはり許されないんだという雰囲気をつくっていくということが大事だと思います。

最初に河西委員からご質問がありましたけれども、まさに近所に滞納している人がいるかどうかが大きく影響するというのは、これは現実、あるわけございまして、そういう点では、報道、広報とともにもう一つ考えなければいけないのは、やはり市町村との連携だと思います。税は、県民の方々から見ると、国税があって、県税があって、市町村税がある。これらは結局、とられる主体は変わらないんですけれども、県民の方から見ると、それぞれが税ということになるわけです。

ですから、国税、県税が一生懸命やっても、市町村税について滞納が許容されているような風土があれば、それは結局、税全般の信頼性にかかわってくるということだと思います。ですから、そういう点では滞納整理推進機構みたいなものをつくって、市町村との連携、一体的な税の徴収確保を図っていくという取り組みはほんとうに大事にしていきたいと思っておりますし、これは市町村税の問題でなくて、県税の問題だという意識を持って、市町村と力を合わせていく必要があると思っております。

最後に一つ紹介をさせていただきたいんですけれども、非常に興味深い話があります。実は税の徴収率で見ますと、「東高西低」という言葉があります。これはどういうことかといいますと、税の徴収率は東へ行けば行くほど高いというのは、これは全国的にきちんと出ています。全国で徴収率が高いのは、昔も今も新潟、青森、福島、山形が一番高いわけございまして、これが西へ行けば行くほど、どんどん下がっていくと、これははっきり傾向が出ているわけございまして。やはり西日本ではいろいろな問題があって、なかなか徴収が難しい部分があるというのは現実問題としてあろうかと思っております。

そういう中であって、京都府が平成11年、先ほど、まさに森屋委員から、11年に税収がドンと落ち込んだという話がありましたけれども、そういう中で京都府が、平成11年に42位という、まさに本県と同じような、下から6番目という順位でありました。ここから、京都府は職員の意識改革をはじめとして、徹底したてこ入れを行いまして、毎年順位を上げてきて、とうとう18年度は全国4位まで来ております。

実は11年で見ますと、京都と大阪と奈良はほとんど同じでございました。39位、40位、42位というところにいました。この3県は非常に土地柄も似ていますから、税の徴収率も同じような状況にありました。それが、結果的に18年度を見ますと、大阪と奈良はやはり昔も今も、特に奈良は今、もう全国で下から2番目ですけれども、一方で、京都だけが全国4位まで上がってきている。本県と比べて、京都は徴収率を上げるのは、現実的には、条件が非常に厳しいはずなんですけれども、ただ、これだけの短期間でこれだけ順位を上げられたのは、これはまさに山梨県も気持ち次第、取り組み次第で、必ず全国トップテンになれるはずだということの証左だと思っております。

したがいまして、当然、まだしばらく時間はかかると思いますが、こういう先進県の事例もありますので、本県も今、全国43位をスタートにして、近い将来にトップテン入りできるように、しっかりと職員の意識も高めながら、一丸となって取り組んでいく必要があると思っております。以上でございます。

中村委員

総務部長のほんとうに強い意気込みを聞きまして、我々も肝に銘じ、また、職員の皆さん方もぜひ頑張っていて、京都を見習って頑張るようにしたいと思います。ありがとうございました。

（予算の修正について）

丹澤委員

「明日はお立ちかお名残惜しや 風読みならば吹き戻そう」という民謡がありますけれども、大勢の団塊の世代の第1期生がここに、今、勘定したら、27名のうち9名の方が……。きのうの警察よりも若干少ないですけれども、いかに団塊世代が頑張ってきたかというあかしだと思っております。

実はちょっと確認させていただきたい。いよいよ予算特別委員会が始まり

まして、予算の修正が地方自治法97条にあるわけですが、予算の修正について地方自治法で言っているのは、「予算について増額してこれを議決することを妨げない」とあるんです。ですから、増額することは妨げない。ただし、「長の予算の提出権限を侵すことはできない」となっているわけです。そこで、「長の予算の提出権を侵さない」とはどういうことかということで議会事務局に調べてもらいました。総務部はみんな優秀だから、私が突然聞いてもおわかりになるかと思えますけれども。

ここに何が書いてあるかということ、最初に出たのは昭和39年に行政局長通達ができて、ここには事細かに、こういうようなものはできますよ、こういう場合はできずと書いてあるんです。ところが、昭和53年に行政局長が出したのを見ますと、「予算の修正権については、地方公共団体の議会の予算審議において、議会が予算修正を行おうとするときは、長と議会との間で調整を行っておきなさい」と書いてあるわけです。

私たちがせっかく予算特別委員会をつくりましても、「これはどうなっているんですか」「これはどうですか」とただ聞くだけでは、そんなものは何にもならない。減額は規定がないから、どんどんできます。しかし、増額修正の、提案権を侵害しない範囲とはどの範囲を言うのか。私たちはいろいろ調べてみましたが、全くわからない。だから、執行部と私たちがきちんと話をしておきませんと、予算特別委員会をつくっても、「この予算は何に使うんですか」「お茶菓子は何回出すんですか」「報酬は幾らですか」という程度の話聞くだけであって、何にもならない予算委員会なんです。

まして、議決事項は款と項だけなんです。それ以下については、要するに議決事項じゃないから、ほんとうに有名無実、うちの委員会の場合には、予算に関することだけでありまして、一般所管に関することは基本的にやらないことになっていますから、このところをしっかりと決めておかないと、予算特別委員会をつくっても、ただ、「これはどういう予算ですか」と聞くだけで、小学校の質問みたいになってしまうということです。その辺は今日は多分お答えできないと思えますけれども、僕はこの総務委員会で決めることなのかなと。というのは、財政課長さんが予算を策定して、総務部長さんがやられたところですからと思ひまして、あえてここで質問させていただきました。お答えができなければ、また後で議長と話をしてもらおう、あるいは、委員長さんを通して話をしてもらおうということでもいいんですが。

古賀総務部長

申しわけございません。ちょっと慎重に調べて、答弁させていただくべきことだと思いますので、よくよく調べまして、しかるべく対応がなされるようにしていきたいと思えますので、少しお時間をいただきまして、調整をさせていただければと思ひます。以上でございます。

（限界集落について）

丹澤委員

あと一つ。いいですか。選管の委員長さんがいるところでこんなことを言っただけですけど、実は僕は今年のちょうど今ごろ、県庁をやめまして、個別訪問をして歩きました。そして、私は自分の住んでいるところとは全く違うところも選挙区ですから、歩きました。そうしたら、ある集落へ連れていかれました。昔は100人も住んでいたところ、夜、山の中ですから、早く行かないとまずいと言われてまして、午後7時ごろ着くようにその集落へ行きました。

7時だというのに、昔は100人住んでいたところが、5軒にひとり暮らしの人たちばかり、5人住んでいた。その5軒のために何で行く必要があ

ったかわかりませんが、連れていかれました。街灯はもちろんありません。真っ暗なところへ行きまして、そして、家も電気が消えています。7時です。あけました。もう寝ていました。そして、そこへ行って、「これこれこういうことです」という話をしてきたんですけれども、そういう地域があるということすら、私は自分の地元でありながら、知らなかった。その人に、「食べ物はどうするんですか」と僕が聞きましたら、「たまに子供が帰ってきたときに、買ってきてくれる」「たまにって、その間、何をしていますか」と言ったら、「あるものを食っている」と。えらい生活をしているんだな、こんなところがあるのかなと。

こういうふうなところは、前に木村先生も発言しましたがけれども、限界集落と長野大学の先生は名づけたようであります。これは65歳以上のお年寄りが50%を超えた地域のことを言うと定義してありますけれども、山日新聞では、調査をして89、読売新聞は107という。そこで、これはどこが担当しているのかよくわかりませんが、山梨県で、限界集落という言葉が悪ければ、そういうふうなものは確認をしているのでしょうか。

久保田市町村課長 平成18年に実施されました国土交通省、総務省合同の過疎地域の集落状況調査結果、その状況を把握して検討したり、その資料をもとに、実態の把握はしてございます。ただ、市町村に対して、集落のとらえ方も含め、非公表を前提として調査をしたものでありまして、先般、この調査結果の公表につきましても、都道府県アンケートが実施されましたが、引き続き、地域ブロック以上の単位での公表という、国からの通知がございまして、高齢化が進んだ、先生がおっしゃった限界集落は、県内では100以上ということで。山日さんでも89、読売さんでは107という数字が挙げられておりますけれども、100幾つ。詳しく申し上げられませんが、全体の集落数に占める割合が、本県では約20%ということでありまして。この調査の結果の公表につきましては、今後、市町村の意向等も確認しながら、総務省とも調整を図りながら、その可能性を検討して、発表ができるように検討してまいりたいと考えております。

丹澤委員

僕は各町村の固有名詞を挙げて、この地域がそうだとやっているわけじゃありませんで、幾つあるのかと。それをしっかりと把握しませんと、ともかく対策を立てようがない。対策を立てる必要があるのか、ないのかもわからないということですから、僕は、数くらいは出しても別に差しさわりはないと思っているんですけれども、言えないと言うんではしようがないです。

そういうふうな状況の中で、要するに、そういう地域の人たちは声も上げられない人たちなんです。もう悲鳴も上げられない。この人たちは空をながめて、おてんとう様が上がれば起きて、沈めば寝てしまうという、ほんとうにこの人たちはどうなるのかなと私はつくづくそう思っています。

これは市町村の仕事だということはそうなのでしょうけれども、だれかがこの人たちに手を差し伸べてやる、こういう窮状を訴えないと、銀行に行くと、金をおろすこともできない。もちろん病院なんて、車も運転できない。その集落の人たちも言っていました。「車、ありますか」と言ったら、「ありません」。「なぜか」と聞いたら、「息子にとられてしまった」と。おじいさんは「おれは安全だと思うけれども、息子から危ないからだめだと言われた」と。「じゃあ、どうするんですか」と言ったら、「しようがないから、息子が来たときに連れていってもらおうか、2時間かけて歩いていく」という話をしていたけれども、こういう人たちというのはほんとうに声も上がらない

んです。悲鳴も上げられない。ほんとうにこういう人の声をだれかが吸い上げてやらないと、忘れられた集落になってしまう。

そういうことで、僕は過疎対策というのとはちょっと違うと思うんです。辺地なんて、もちろん違っています。辺地なんて、公共施設からどれくらい離れているかというところを辺地と言っているんですから、辺地対策でもない。過疎対策でもない。こういうところを何とか市町村に対して……。聞きましたら、今度、総務省が地方再生対策費と称して、4,000億円を東京都とか、愛知県とかから引きはがしてきて、地方交付税で配るようなことをしたらしいですけれども、こういうものを活用して、県下の市町村に100幾つもそういう集落があるんですから、町村が集まって、そして、そういうところにいまさら投資するわけにもいかんでしょけれども、何かうまい、何かそういうものができるような方策をみんなで検討する機会をぜひ設けていただきたいと思っておりますけれども。

久保田市町村課長　今、先生のおっしゃいました、限界集落に対しては、その集落、集落によりまして、要望といたしますか、内容もそれぞれ、非常に違うというようなことで、ほんとうにきめ細かい対策が必要になるかと思っております。幸い、先生がおっしゃったように、来年度の地方再生対策費4,000億円、その中で本県への影響額を調べましたら、約34億円が市町村へ配分されるということで、その中で特に高齢化率の高いところ、それから、耕地面積、林野面積の多いところとか、過疎地域に、ある意味では多く配分されるということの中で、第1次産業就業者比率が高いところ、そういったことを考えて、試算した結果でいきますと、具体的に申し上げますと、北杜市が一番多く、約4億5,000万円、それから、高齢化率の高い丹波山村とか、小菅村、早川町のほうにも、例えば丹波山村に3,000万円、小菅で3000万円、早川町が7,100万円という配分の試算をしております。そういう中で、市町村は、一番、集落の実態を掌握しておりますので、私どもも関係市町村と十分連携を図る中で、きめ細かな対応ができるように検討、研究してまいりたいと考えております。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書及び調査報告については、委員長に一任した。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件について配付資料のとおり決定した。

以　上

総務委員長　渡辺　英機